

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、翌日)

目 次

◇条 例

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

公布された条例のあらまし

◇職員給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一)

一 別表第五関係)

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当(第七条の三関係)

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十七万六千円(現行二十六万五千元)に引き上げることとした。

(2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万八千五百円(現行四万七千円)に引き上げることとした。

(二) 扶養手当(第八条関係)

(1) 配偶者以外の扶養親族のうち二人までに係る支給月額をそれぞれ五千五百円(現行四千五百円)に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円(現行一万五百円)に引き上げることとした。

(二) 扶養手当(第八条関係)

(1) 配偶者以外の扶養親族のうち二人までに係る支給月額をそれぞれ五千五百円(現行四千五百円)に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円(現行一万五百円)に引き上げることとした。

(2) 児童手当法に基づき支給される児童手当との調整措置を廃止することとした。

(三) 通勤手当(第十条関係)

(1) 交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額四万円(現行三万円)に引き上げることとした。

(三) 通勤手当(第十条関係)

(1) 交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額四万円(現行三万円)に引き上げることとした。

(2) 自動車等を片道三十五キロメートル以上使用して通勤する職員に対する支給月額を次のように引き上げることとした。

(2) 自動車等を片道三十五キロメートル以上使用して通勤する職員に対する支給月額を次のように引き上げることとした。

使用距離(片道)	現 行	改 正 後
三十五キロメートル以上 四十キロメートル未満	一万四千六百円	一万六千七百円
四十キロメートル以上		一万八千八百円

(3) 交通機関等と自動車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、(1)及び(2)と同様に引き上げることとした。

四 寒冷地手当(第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十四万千円(現行五十一万八千円)に引き上げることとした。

五 宿日直手当(第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通常の宿日直	二千三百円	二千九百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万二千元	一万三千元
特殊な業務を主とする宿日直	四千二百円	五千百円

(土曜日の宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じて得た額)

六 期末手当(第十六条の四関係)

十二月期の支給割合を百分の二百十(現行百分の二百)に引き上げることとした。

3 管理職員特別勤務手当の新設(第十六条の三関係)

管理職員特別勤務手当を新設し、管理職手当の支給される職員のうち人事委員会規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日等に勤務した場合は、その職員に対し、勤務一回につき一万二千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)を支給することとした。

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

管理職員特別勤務手当を新設し、職員の給与に関する条例に準じてその支給要件を定めることとした。(第十二条の二関係)

三 施行期日等

1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

2 一による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用することとした。

(一) 初任給調整手当、扶養手当(児童手当との調整に係る部分を除く。)、通勤手当、寒冷地手当(最高限度額に係る部分に限る。)、期末手当及び各給料表の改定に関する規定

平成三年四月一日

(二) 前号に掲げる規定以外の規定 規則で定める日

3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一 航空機とう乗作業に従事した警察職員に対して支給する作業
手当の上限額を、勤務一時間につき五千百円（現行千五百円）
に引き上げることとした。

二 警察職員が、航空機とう乗作業であって人事委員会が定める
ものに従事したときは、一の作業手当の額に当該手当の額の百
分の三十に相当する額を加算することとした。

三 警察職員が航空機とう乗作業であって人事委員会が定める特
別なものに従事したときに加算する額を、勤務一日につき八百
七十円（現行七百円）に引き上げることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）
の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「宿日直手当」の下に、「管理職員特別勤
務手当」を加える。

第七条の三第一項第一号中「二十六万五千円」を「二十七万六千円」
に改め、同項第二号中「四万七千円」を「四万八千五百円」に改める。

第八条第三項中「四千五百円」を「五千五百円」に、「一万五百円」
を「一万千円」に改め、同条第四項を削る。

第十条第二項第一号中「三万円」を「四万円」に改め、同項第二号
中「三十キロメートル以上」の下に「三十五キロメートル未満」を加え、
同号に次のように加える。

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未
満である職員 一万六千七百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上である職員 一万八千八
百円

第十条第二項第三号中「三万円」を「四万円」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「及び第四項」を削り、同条第三項中「
五十二万八千円」を「五十四万千円」に改める。

第十六条の二第二項中「二千三百円」を「二千九百円」に、「一万二
千円」を「一万三千円」に、「四千二百円」を「五千百円」に、「三千

四百五十円」を「四千三百五十円」に、「一万八千円」を「一万九千五百円」に、「六千三百円」を「七千六百五十円」に改める。

第十六条の三を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第十六条の三 第七條の二第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始で人事委員会規則で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条の四第二項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第十六条の七の次に次の一条を加える。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第十六条の八 第十三條、第十四條第二項及び第十五條の規定は、第七條の二第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には、適用しない。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,900	304,600	342,300	390,200
2	121,000	153,700	173,900	205,400	222,600	241,900	260,500	281,300	316,200	354,500	404,700
3	124,900	160,300	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,800	327,800	366,800	419,300
4	129,100	167,300	186,300	221,600	239,200	259,000	278,600	300,700	339,400	379,200	434,000
5	133,800	172,800	193,000	229,900	247,300	267,600	287,900	310,700	351,100	391,700	448,700
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	276,300	297,200	320,600	362,900	404,100	463,400
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	150,400	186,500	214,700	253,900	271,600	294,200	316,300	340,400	387,000	428,700	493,600
9	154,600	190,700	220,800	261,700	279,700	303,300	326,000	350,300	398,800	441,000	508,500
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,800	335,600	360,200	410,300	453,200	523,400
11	160,700	199,100	232,600	277,100	295,800	322,400	345,100	370,100	421,300	464,000	535,100
12	163,400	203,300	238,300	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000	432,200	474,000	542,800
13	165,900	207,500	243,800	292,000	311,400	341,500	363,300	389,600	441,500	482,500	550,100
14	168,100	210,800	249,000	299,300	319,000	350,700	371,200	398,900	449,200	489,800	556,400
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	359,100	378,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	171,800	217,000	258,900	312,300	330,900	365,900	384,500	413,600	461,900		
17		220,000	263,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300	466,600		
18		222,800	267,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,800	470,900		
19		224,800	270,800	325,000	344,500	381,300	399,300	427,200			
20			273,700	327,900	348,200	385,600	403,700	431,200			
21			276,500	330,800	351,500	389,900	407,700	435,000			
22			279,200	333,600	354,800	394,000	411,400				
23			281,900	336,500	358,200	397,800					
24			284,400	339,500	361,500	401,400					
25			286,900	342,400	364,300						
26			289,300	345,200	367,100						
27			291,700	347,600							
28			294,100	350,000							
29			296,500								
30			298,800								
31			301,000								
32			303,200								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1				209,500	242,200	260,500	279,100	299,000	329,700
2	141,000	155,200	179,100	216,500	250,800	269,400	288,600	308,700	339,600
3	147,200	161,700	187,000	224,100	259,500	278,300	298,100	318,400	349,600
4	153,600	170,100	194,900	232,500	268,100	287,700	307,600	328,200	359,800
5	160,000	178,600	201,700	241,100	276,700	297,100	317,100	338,100	370,100
6	167,700	186,100	208,000	249,700	285,200	306,600	326,600	348,000	380,300
7	176,000	193,100	214,300	258,300	293,800	316,100	336,300	358,100	390,500
8	183,500	199,900	220,600	266,900	302,000	325,600	346,100	368,400	400,700
9	190,500	205,900	228,100	275,400	310,400	335,300	356,200	378,600	410,900
10	197,300	211,900	235,600	283,400	318,800	345,100	366,300	388,800	420,900
11	203,300	218,100	243,100	291,400	327,200	355,200	376,400	399,000	430,800
12	209,300	224,400	250,600	299,400	335,600	365,300	386,500	409,100	440,500
13	215,500	231,700	258,300	307,400	344,000	375,400	396,500	419,100	450,200
14	221,800	238,900	265,700	315,400	352,400	385,400	404,500	429,000	459,600
15	229,100	246,300	273,200	323,000	360,800	395,000	412,300	438,000	468,700
16	236,300	253,700	280,800	330,700	368,800	402,000	419,300	445,900	478,600
17	243,200	260,500	288,800	338,400	376,600	408,700	425,100	450,700	478,000
18	249,700	267,400	296,800	346,100	383,600	414,300	430,700	455,300	482,100
19	255,800	274,300	304,800	353,800	389,800	418,800	435,200	459,900	
20	262,200	281,000	312,400	361,000	394,300	423,300	439,500	464,000	
21	268,600	287,800	320,100	368,100	398,300	427,500	443,400	467,800	
22	274,800	294,600	327,700	375,100	402,200	431,700	447,100		
23	281,300	301,300	335,400	381,300	406,000	435,400			
24	287,600	308,000	343,100	385,500	409,600	439,000			
25	293,600	314,700	350,300	389,300	412,900				
26	299,700	321,300	357,400	392,800	416,100				
27	305,500	327,800	364,400	396,300					
28	311,100	334,000	370,600	399,900					
29	315,500	339,600	374,800	403,000					
30	319,800	344,500	378,600	406,000					
31	324,300	349,500	382,100						
32	328,600	352,900	385,600						
33	331,200	356,200	389,200						
34		359,500	392,300						
35		362,800	395,200						
36		365,500							

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表(第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	279,100	375,500
2	132,500	172,200	288,700	385,400
3	138,500	178,900	298,200	395,300
4	144,900	185,600	307,800	405,200
5	152,300	192,800	317,400	415,100
6	160,400	199,100	327,000	425,000
7	169,000	206,000	336,600	435,000
8	175,400	213,000	346,200	445,000
9	181,800	220,300	356,000	455,200
10	188,200	228,100	365,900	465,500
11	194,600	236,100	375,600	475,500
12	201,000	245,000	385,300	484,900
13	207,700	254,100	394,500	493,200
14	214,700	263,200	403,800	501,000
15	221,700	272,400	412,900	505,600
16	228,900	281,600	421,900	
17	235,900	290,800	430,800	
18	242,900	300,200	439,900	
19	249,900	309,500	449,000	
20	256,300	318,800	457,300	
21	262,600	328,100	465,300	
22	268,600	337,300	473,000	
23	274,500	346,400	480,000	
24	280,400	355,700	484,200	
25	286,300	364,500		
26	292,100	372,600		
27	297,800	380,700		
28	303,300	388,900		
29	308,600	396,900		
30	312,600	403,900		
31	316,300	410,700		
32	319,900	416,400		
33	323,200	421,500		
34	326,000	426,300		
35	328,600	430,900		
36	331,100	433,900		
37	333,600			
38	336,100			
39	338,200			
40	340,400			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	240,800	371,300
2	132,500	146,900	250,200	380,100
3	138,500	154,700	259,800	388,900
4	144,900	162,800	269,400	397,700
5	152,300	172,200	279,100	406,600
6	160,400	178,900	288,700	415,500
7	169,000	185,600	298,200	424,400
8	175,400	192,300	307,800	433,100
9	181,700	199,100	317,400	441,000
10	188,000	206,000	326,900	448,900
11	194,000	213,000	336,400	456,300
12	200,000	220,300	345,200	463,600
13	206,100	228,100	354,000	469,700
14	212,700	236,100	362,700	475,000
15	218,900	245,000	371,400	479,100
16	225,100	254,100	379,700	
17	231,200	263,200	387,900	
18	237,200	272,400	396,200	
19	243,000	281,600	404,500	
20	248,700	290,800	412,600	
21	254,000	300,200	420,200	
22	259,200	309,400	426,900	
23	264,000	318,600	433,200	
24	268,600	327,800	438,400	
25	272,400	336,100	442,700	
26	276,100	344,200	446,400	
27	279,400	352,300	449,600	
28	282,300	360,100	452,600	
29	284,900	367,600		
30	287,400	374,600		
31	289,700	381,400		
32	292,100	388,000		
33	294,200	394,000		
34		400,000		
35		405,200		
36		409,700		
37		414,000		
38		417,900		
39		420,500		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1			231,100	270,300	313,300
2	121,100	163,800	240,400	280,100	324,900
3	125,000	173,200	249,700	290,000	336,600
4	129,700	181,500	259,100	300,000	348,400
5	135,100	189,900	268,500	310,100	360,300
6	142,100	198,500	278,200	320,100	373,300
7	149,400	206,200	288,000	329,700	386,400
8	156,700	213,800	297,800	339,300	399,900
9	163,900	221,500	307,500	348,900	413,400
10	170,800	229,200	317,000	358,500	426,900
11	177,700	236,400	325,800	368,000	440,300
12	184,700	243,400	334,300	377,500	453,700
13	191,700	250,200	342,500	386,900	466,900
14	198,700	257,000	349,800	396,100	480,000
15	206,300	264,200	356,800	405,300	493,000
16	213,900	271,300	363,800	414,500	505,900
17	220,300	278,300	370,500	423,600	518,800
18	226,600	285,100	377,100	432,700	529,900
19	232,300	292,000	383,700	441,600	538,200
20	238,000	298,900	389,700	449,200	545,500
21	243,700	305,800	395,400	456,700	551,500
22	249,300	312,600	400,800	462,100	557,000
23	254,600	319,400	405,800	466,900	561,200
24	259,900	324,800	410,200	470,900	
25	264,900	330,000	414,400		
26	269,000	334,000	418,000		
27	273,000	337,900	421,500		
28	276,100	341,700			
29	279,200	345,500			
30	282,100	349,200			
31	284,800	352,400			
32	287,300				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円一	269,600	306,500	394,200
2	213,900	281,200	318,200	406,300
3	223,200	292,800	329,900	418,300
4	233,400	304,400	341,600	430,200
5	243,700	316,000	353,300	442,000
6	254,900	327,600	365,200	453,700
7	266,300	339,200	377,200	465,100
8	277,800	350,900	389,600	476,300
9	289,200	362,800	401,600	487,400
10	300,300	374,800	413,600	498,300
11	309,900	385,500	425,400	509,200
12	318,900	395,600	436,800	519,600
13	327,700	405,600	448,100	530,000
14	336,500	415,200	459,200	540,400
15	345,300	424,800	470,200	550,100
16	354,100	434,300	480,900	559,300
17	362,900	443,700	491,300	567,800
18	370,800	453,100	501,600	574,700
19	376,200	460,500	511,800	580,000
20	381,500	467,600	519,700	584,800
21	384,600	474,000	527,400	
22		478,600	532,700	
23		483,200	537,900	
24		487,600	542,900	
25		491,900	547,500	
26		495,600	551,800	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			185,400	207,500	241,800	281,200	314,500
2	125,100	158,400	191,900	215,200	250,700	290,600	326,000
3	130,200	164,400	198,800	223,000	259,700	300,200	337,600
4	136,400	170,400	206,400	230,900	268,700	309,800	349,300
5	142,700	176,400	214,000	239,000	277,700	319,400	361,000
6	149,500	182,500	221,700	247,100	286,700	329,100	372,900
7	156,200	188,600	229,500	255,200	295,900	338,900	385,100
8	162,200	194,700	237,400	263,400	305,200	348,800	397,200
9	168,000	201,300	245,300	271,600	314,600	358,900	409,200
10	173,100	208,200	253,200	279,900	324,100	369,100	420,600
11	177,900	215,000	261,100	288,200	333,700	379,200	431,900
12	182,500	221,200	268,900	296,400	342,900	389,000	441,500
13	186,900	227,300	276,700	304,500	351,800	398,500	449,200
14	190,900	233,300	284,500	312,400	360,200	406,800	456,600
15	195,100	239,000	292,100	320,300	367,200	413,500	464,000
16	199,300	244,500	299,600	326,400	374,000	418,300	468,600
17	203,500	249,700	306,600	332,300	379,800	422,800	472,900
18	207,700	254,800	313,400	338,100	385,300	427,200	
19	211,100	259,600	318,300	342,400	389,900	431,200	
20	214,100	264,200	322,900	346,600	394,200	435,000	
21	217,000	267,800	326,800	350,600	398,400		
22	219,400	270,600	330,000	354,300	402,200		
23	221,400	273,400	332,900	357,700	405,800		
24		276,000	335,800	360,900			
25		278,500	338,600	363,800			
26		280,700	341,400	366,600			
27			344,200				
28			346,700				
29			349,100				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(白)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			199,600	219,800	250,400	284,800	316,400
2	136,900	161,700	205,000	226,700	258,400	294,000	328,000
3	141,900	169,300	212,000	233,700	266,500	303,400	339,600
4	147,400	177,200	218,900	240,700	274,600	313,100	351,300
5	153,000	182,200	225,700	247,700	282,600	323,000	363,100
6	160,700	187,300	232,500	254,900	290,600	332,900	375,200
7	168,300	192,400	239,300	262,200	298,600	342,800	387,300
8	175,900	197,800	246,200	269,600	306,500	352,700	399,300
9	180,900	203,200	253,200	277,000	314,300	362,900	411,200
10	185,900	209,800	260,200	284,600	322,200	373,300	423,000
11	190,800	216,400	267,300	292,100	330,100	383,700	434,800
12	195,700	222,900	274,500	299,600	338,100	393,800	445,500
13	200,500	229,200	281,800	307,100	346,100	403,900	454,600
14	205,400	235,500	289,200	314,600	354,100	413,600	463,400
15	210,600	241,800	296,500	322,000	362,300	423,100	471,600
16	216,000	248,100	303,800	329,200	370,500	432,000	478,900
17	221,300	254,400	310,800	336,400	378,200	440,600	483,800
18	226,600	260,600	317,800	343,500	385,000	448,600	488,200
19	231,800	266,300	324,600	350,500	390,400	455,700	492,200
20	237,000	271,900	331,300	356,600	395,400	460,400	
21	241,900	277,500	337,900	362,400	400,300	464,700	
22	246,800	282,900	344,100	368,000	404,400	468,400	
23	251,300	288,300	349,500	372,400	408,000		
24	255,600	293,700	354,700	376,500	410,700		
25	259,800	299,100	359,500	380,100			
26	263,900	304,500	363,800	383,500			
27	267,700	309,300	367,000	386,500			
28	271,300	313,700	370,100	389,100			
29	274,200	318,100	373,100				
30	277,000	320,900	375,900				
31	279,700	323,700	378,400				
32	282,400	326,400					
33	285,000	329,100					
34	287,500	331,800					
35	289,800	334,200					
36	292,000	336,600					
37	294,200	339,000					
38		341,400					

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「管理職手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第十二条の二 前条の規定に基づき企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始で企業管理規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 改正後の給与条例第七条の三第一項第一号及び第二号、第八条第三項、第十条第二項、第十一条の二第三項、第十六条の四第二項並びに別表第一から別表第五までの規定 平成三年四月一日

二 改正後の給与条例の規定のうち前号に掲げる規定以外の規定 規則で定める日

(最高号給等の切替え等)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から第一条の規定(附則第二項第二号に掲げる規定に係る改正規定を除く。)の施行の日の前日までの間において、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づ

く人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)

7 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に
関し必要な事項は、人事委員会が定める。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「千五百円」を「五千円」に改め、同条第四項中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十七号」に、「人事委員会」を「人事委員会」に改め、「定める額」の下に「(前項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定により得られる額)」を加え、「七百円」

を「八百七十円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 警察職員が、前条第一項第十七号に掲げる作業であつて人事委員会
が定めるものに従事したときは、第一項に定める額にその額の百分の三十
に相当する額を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。